

つながり

第7号

一定着支援センターだよりー

発行：三重県地域生活定着支援センター

2014.6.1

目次

- 1、刑務所に社会福祉士常駐、法務省方針
- 2、三重刑務所 社会福祉士 坂本利生氏寄稿
- 3、「それしか生きていく方法はなかった」…支援対象者インタビュー
- 4、生活困窮者自立支援法に想う

1、「刑務所に社会福祉士常駐、法務省方針」のニュース

法務省は高齢者や障害を持つ受刑者の円滑な社会復帰を支援するため、全国の刑務所に社会福祉士か精神保健福祉士を常駐させる方針を固めた。2014年度中に計12カ所の刑務所などで常勤職員として採用するほか、今後10年以内に全国計77カ所の施設での配置を目指す。自立困難な受刑者の支援体制を強化し、再犯防止につなげる。

14年度中に社会福祉士などを配置するのは、札幌、宮城、府中、名古屋、大阪、広島、高松、福岡の各刑務所と、計4カ所の医療刑務所。高齢や知的障害などを理由に自立した生活が困難な受刑者を対象に、出所前から生活態度などを指導する。出所後の生活を支援する福祉施設や医療機関の仲介や、障害者手帳の申請なども手掛ける。

13年度の犯罪白書によると、受刑者数は07年以降、毎年減少しているが、65歳以上の高齢者の新規受刑者は過去20年間で5.6倍まで急増。軽度の知的障害などを持つ受刑者も新規受刑者の約1割を占めるとされ、自力での社会復帰が困難な受刑者の自立支援が課題となっている。

ただ、現状では刑務所に配置している社会福祉士はすべて非常勤採用で、常駐職員はいない。出所前の生活指導などに限界もあることから出所後に福祉支援が受けられないことも少なくなく、社会復帰が妨げられ結果として再び犯罪を起こす高齢者もいる。

法務省は「今後も認知症などを発症した高齢受刑者や、知的・精神障害を抱えた受刑者が増加することが予想される」(矯正局)とみる。出所後の適切な受け入れ先の確保が再犯防止に有効と判断し、刑務所などの刑事施設で社会福祉士や精神保健福祉士の常勤体制の確立を急ぐ。(日経新聞2014/3/27の記事再掲)

2. 三重刑務所 社会福祉士 坂本利生氏寄稿

三重刑務所では、平成21年度から非常勤で社会福祉士が配置されています。この度の法務省の方針で常勤の社会福祉士の配置となるのかは現時点ではわかりませんが、今回は、現在活躍されている刑務所社会福祉士の視線から寄稿頂きました。

昨年4月から三重刑務所で非常勤の社会福祉士として働かせて頂くことになり、当初は職場の環境や事務処理等で戸惑うことが多く、慣れるのに時間がかかる職場の関係者の皆様に迷惑を掛けることも多い状況でしたが、徐々に慣れて、さらに8月からは同僚の社会福祉士の大森さんという強力な仲間を迎えて、二人で相談しながら仕事をすすめることでスムーズに仕事を進める事ができるようになりました。足早に過ぎた1年間で、短い期間ではありますが、支援対象者と直接関わることでいくつかの気付きがありました。

我々が面接で最初にすることは、支援対象者に対して特別調整として福祉支援を提供することについて説明をして、本人が特別調整を希望することの同意を取り付け、その同意を基に話を進めることになります。面接場面で、支援対象者はこちらの説明に対して「はい」と理解を示してくれますが、その後、実施される保護観察所や定着支援センターの面接で、特別調整や福祉支援について聞かれても、理解できていないことが非常に多く、自分との面接では理解できないまま、その場しのぎで返事をしていたことに気付かされて、いささかショックを持って驚かされました。また、生活歴・職歴或いは犯罪等の確認等で、様々な状況での判断の適正性・整合性に問題ある事が多く、相対的にコミュニケーション能力の低さが窺われるが多くみられます。こうしたことは支援対象者のいろいろな特性や問題を意味しています。彼らの多くはこれまでの人生において、他者に知的能力が低いところを悟られまいとして、適当に相槌を打ってその場をしのぎ、自分を守ってきたと考えられ、彼らなりの生きる方策だったと思います。しかし、そのことで受けられる支援が受けられなくなったり、対人面等での問題で生き辛くなったりすることも少なからずあったのではないかと思われます。そうした中で生活苦に陥り食べるため、生きるために、万引きや無銭飲食等の犯罪に繋がって行ったことが、生活歴からも確認することができます。

福祉支援でこういった対象者に関わるときの基本は、対等な関係でソーシャルワークの基本に則って関わり、ケースに応じて数回の面接を実施して徐々に信頼関係を築き、本音を引き出して真のニーズを確認して有効な支援を提供していくことになりますが、刑務所という矯正処遇の場では、関係性や回数的な面で制限があり信頼関係の構築や本人の意思確認が、我々の大きな課題となります。現状では、そういった本人の能力等の問題を把握し、保護観察所や定着支援センターに適切に伝達

するように心掛け、最終的に本人が支援を理解し受け入れてくれることが出来ればと考えています。

全国地域生活定着支援センター協議会のガイドブックで、同協議会の代表理事の田嶋良昭氏が本業発足の背景の説明で「本来福祉で支えるべき人たちを福祉が支えてこなかった。申し訳ない。」と言っておられますのが心に響くものがあり、我々も福祉に携わってきた人間として、微力ではありますが最善の努力をして、この人たちの出所後の社会での生活の一助になればと考えています。

3.『それしか生きていく方法はなかった』というけれど……

次は、当定着支援センターの職員による支援対象者へのインタビュー記事です。

80代の男性。若いときに家を飛び出してから、長年ホームレス生活で食べるものがなく食料品の万引きを繰り返し、刑務所入所歴は数十回となった。出所して3年、今は施設で穏やかに暮らしている。そんな彼の人生を、少し聞かせてもらった。

自分は7人兄弟の長男だったので、親戚からそれは大そう期待され、将来は医者にと両親は思っていた。7、8歳までは必死に勉強を教えられていたが、だんだん勉強についていけなくなり、やんちゃばかりするようになった。

友だちとつるんで、先生の机の引き出しにカエルやヘビを入れて困らせ、母がよく呼び出されていた。先生や親にはよく叱られていたが、友だちからは慕われていた。

戦時中でも家は裕福だった。日本中が貧しい中、父がお金を持っていたので戦時中も闇市で白いごはんや野菜が手に入っていた。どうして他の人は食べるものがいるのかわからなかった。それくらい自分は大事大事で育ってきていた。それなのにどうしてこうなってしまったのだろう。

姉は学校の先生をするくらい頭のいい人だったので、よくケンカした。弟は町一番の秀才だったが、自分が悪さばかりしているため進学できなかった。弟は今でも自分に対して怒っているが、それも無理はないと思う。

昔から兄弟は出来がいいのに自分だけができそこないだった。母だけはいつも心配してくれていた。生きている時に孝行したかったが、叶わなかった。父は自分が刑務所にいるときに亡くなった。死に目に会えず、お葬式にも行けなかつたことが、今でも悔やまれる。お墓で手を合わせると涙がでる。許してくれるだろうか。少しでも悪かったという気持ちを伝えたいから、お墓参りを続けている。

後悔先に立たずと言うが、まさにその通りだと思う。自分の人生は後悔そのもの。今になつて兄弟や親に謝つても、許してもらえるものではない。若いときはその日暮らしで、なんとかなると思ってやつていたが、なんともならなかつた。生きてきて、何が辛いとかそういうものはなかつたが、それでも後悔しかない。

万引きして刑務所に入つて、半月でまた捕まつた。刑務所にいくと顔なじみの刑務官に「また来たんか、顔見たくなかった」と言つられた。「僕もです」と答えた。情けないけどそれしか生きていく方法はなかつた。昔は盗みなんでしたことなかつたのに。

本当は何度も家に戻ろうかと思ったけど、帰りたくても帰れなかつた。人の少ない田舎なので親や兄弟も後ろ指さされていたし、自分も人の目が気になるから帰りたくなかつた。あの時帰つていればとも思うが、それはできなかつた。

今は施設のみんなでコーヒーを飲んでいる時が幸せ。どこに行つても一人二人は合わない人もいるが、同じ一日なら、いがみあって過ごすよりも仲良くすごした方がいい。豊かな幼少期もあつたが、昔に戻りたいとは思はない。今が十分幸せである。今が自分の青春時代である。心はいつも青春。

気は長く心は丸く、人は大きく己は小さく、そんな人になりたい。もし生まれ変わつたら、本物の優等生になりたいと思う。

時折肩を震わせて、後悔の人生だと話す。今に至るまで、大変な思いをされたことが伝わる。「どうしてこうなつたのか」という言葉が身にしみるが、両親や兄弟の気持ちを思うと、なんとも言えない感情が出てくる。

彼は今、なんの不満も持たず、あるものに感謝しながら、足るを知る毎日を送つてゐる。日々の暮らしの中で幸せを見つけていくのは容易ではないが、それを難なくできる力を持っているのは、生きることの厳しさや辛さを知つてゐる人だからこそだ。

「人にバカと言えば、バカと帰つてくる。ありがとうと言えば、ありがとうと帰つてくる。人はやまびこです。だから、返つてきて嬉しい言葉を相手に投げかけると、相手も自分も気持ちよく過ごせますよ」というのは、彼の言葉だ。相手の気持ちを思いやる優しい人柄が出てゐる。

彼と話をしてゐると、いつもはつとさせられる。自分は果たして、こんな風に思つてゐるだろうかと振り返る。まだまだ未熟すぎる自分と対面して余計に、彼は立派だなあと感心する。と同時に、いくつになつても、どんな人生であつても、誰でも、またやり直すことができると実感した。再出発に早い遅いはない。

後悔は先に立たないからこそ、先は自分で作れる。どうやって作つていくか、どんな生き方にしていくか、定着支援センターの職員として一緒に考えていけることを嬉しく思う。

4. 生活困窮者自立支援法に想う

昨年12月に、生活保護法の改正とセットで新しく成立した生活者困窮自立支援法について、Q&A形式にまとめてみました。

Q1： どういう法律ですか？

A1： 「改正生活保護法」では、手続きと扶養義務の厳格化が図されました。同時に成立した「生活困窮者自立支援法」は、生活保護受給に至る前の人に対し、自立の為の支援を実施し、生活困窮に至らないようにしましょうという法案です。この新しい生活困窮者自立支援法の制度においては、全国の福祉事務所設置自治体が実施主体となって、官民協同による地域の支援体制を構築し、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に関し包括的な事業を実施します。また、都道府県知事は、事業者が、生活困窮者に対し、就労の機会の提供を行うとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業を実施する場合、その申請に基づき一定の基準に該当する事業であることを認定する仕組みを設けます。自立相談支援事業は、生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に応ずる相談窓口となります。ここでは生活困窮者の抱えている課題を適切に評価・分析(アセスメント)し、その課題を踏まえた「自立支援計画」を作成するなどの支援を行います。また、関係機関との連絡調整や支援の実施状況の確認なども行います。なお、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給については、福祉事務所設置自治体が必ず実施しなければならない必須事業として位置づけられている一方、その他の事業については、地域の実情に応じて実施する任意事業とされています。

Q2： なぜ新たな生活困窮者支援が必要なのですか？

A2： 生活困窮者自立支援法は、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人で、要保護者以外の人が対象です。ただし、子どもの学習支援事業については、生活保護受給家庭の子どもも対象になります。生活保護の役割を見直し圧縮することで、生活保護の手前で新たな制度をつくるとしたものです。つまり、生活保護法に基づく事業と、生活困窮者自立支援法に基づく事業と求職者支援事業とが連携して連続的に行おうとする制度です。その中核にあるの

が就労支援です。生活困窮という問題を解決するために就労支援は欠かせないのですが、それだけではセーフティネットのひとつにはなりえてもゴールではありません。生活困窮に至る原因是、必ずしも本人の資質や能力によったものではなく、雇用状況や労働環境、家族との関係や制度の不備などの社会環境の問題がすごく大きい。生活困窮者に対して自立支援を課すこと、しかも就労自立という限定的なゴールを課すことは、いったんは就労し自立に至ったとしても再度の生活困窮化をまねきかねないので、ハローワークなどの求職者支援制度と生活保護制度とを連携して、連続して支援していく手法が望まれるのではないかでしょうか。

Q3：定着支援センターを利用する人のどれほどがこの生活困窮者自立支援を利用すると予想されますか？

A3：就労よりもむしろ「一時生活支援事業」の方ではないでしょうか。住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行うとあります。生活保護制度の生活扶助や住宅扶助のように生活保護のケースワーカーの関与に期待できなくなるのかもしれません。自立相談事業を行う事業所の相談支援員が窓口となるのでしょうか？現状の救護施設とのちがいなど、今後どれだけの事業所が宿泊施設をつくるかにもります。

参考資料

- ◆ 厚生労働省 新たな生活困窮者自立支援制度について
- ◆ 日弁連 生活困窮者自立支援法に対する意見書
- ◆ みずほ情報総研 新たな生活困窮者支援はなぜ必要か
- ◆ 大西連/自立生活サポートセンターもやい 生活困窮者自立支援法の問題点

(編集後記:できるかぎりタイムリーな話題と当事者性を大切に通信したいと思います。M.I)

定着支援センターだより「つながり」
発行：三重県地域生活支援センター
〒514-0003
三重県津市桜橋 2 丁目 131
三重県社会福祉会館 5 階
TEL:059-221-1025・1026 FAX:059-229-1314